

## 地域医療構想調整会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 地域医療構想を策定するに当たり、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、二次保健医療圏（以下「医療圏」という。）ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関する協議
- (4) その他地域医療構想の達成の推進に関する協議

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、茨城県病院協会長、茨城県医療法人協会長、茨城県保険者協議会、茨城県医師会の推薦又は調整会議事務局の選任に基づき、知事が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会など医療関係団体
- (2) 医療保険者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 介護事業者
- (5) 住民代表
- (6) 市町村
- (7) 保健所
- (8) 医療関係者
- (9) その他関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(名称及び事務局)

第4条 調整会議は、医療圏ごとに設置するものとし、名称及び事務局は、別記のとおりとする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、調整会議を招集するときは、開催日時、開催場所及び会議に付すべき事項を委員に通知するものとする。

(会議)

第7条 調整会議は、会長が議長となる。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 調整会議に、専門の事項を調整審議させるため、会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員は、会長が指名するものとする。

(会議の公開等)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、調整会議の決定により非公開とすることができる。

- 2 会議録は、原則として公開とする。ただし、前項ただし書の規定により非公開とした会議の会議録については、非公開とする。

(会議録)

第10条 会議の議事については、会議録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

- 2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、事務局となった保健所において処理する。

(設置期間)

第12条 調整会議の設置期間は、施行期日から地域医療構想の達成までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月20日から施行する。

(別 記)

| 二次保健医療圏        | 会議名                  | 事務局      |
|----------------|----------------------|----------|
| 水戸             | 水戸地域医療構想調整会議         | 中央保健所    |
| 常陸太田<br>・ひたちなか | 常陸太田・ひたちなか地域医療構想調整会議 | ひたちなか保健所 |
| 日立             | 日立地域医療構想調整会議         | 日立保健所    |
| 鹿行             | 鹿行地域医療構想調整会議         | 潮来保健所    |
| 取手・竜ヶ崎         | 取手・竜ヶ崎地域医療構想調整会議     | 竜ヶ崎保健所   |
| 土浦             | 土浦地域医療構想調整会議         | 土浦保健所    |
| つくば            | つくば地域医療構想調整会議        | つくば保健所   |
| 筑西・下妻          | 筑西・下妻地域医療構想調整会議      | 筑西保健所    |
| 古河・坂東          | 古河・坂東地域医療構想調整会議      | 古河保健所    |